

## 大音量のオーディオなどは迷惑行為です！（他団地例）

○号棟の複数階の複数戸から、「大音量の音楽が他住戸から室内に侵入して来る」と再三愁訴がありました（おそらくAV機器からのクラシック音楽など。主に週末の日中から場合によっては深夜に至るが、平日の場合もある）。

当該音量については、○号棟前の歩行者（団地外居住者）からも「度を越して大きい音がするが、あれは何か」という指摘が寄せられております。

趣味嗜好の類の精神的・肉体的許容限度には個人差があります。それらの影響がなるべく他住戸内に及ばぬようご配慮ください。

当住宅の管理規約により、他の居住者の迷惑になる行為は禁止されております。

一方で、話し声、足音、掃除音、排水音などの共通の生活音については、個人的に耳障りだとしても受忍してください。集合住宅においては、隣戸の音が聞こえることは構造上必然です。あまり神経質になりすぎぬようご注意ください。